

一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受、合併、分割、相続の認可申請において、新規許可申請と同様に資金計画表及び残高証明書による資金審査を導入します。

(ただし、令和元年12月末日までに受け付けた申請については、これらの書類による資金審査を猶予します。)

この度、改正貨物自動車運送事業法（平成30年12月14日公布）の一部が令和元年11月1日に施行され、各種申請に係る手続き及び様式についても全国一律に改正が行われたことに伴い、一般貨物自動車運送事業の譲渡譲受、合併、分割、相続の認可申請において、新規許可申請と同様に資金計画表及び残高証明書の添付が必要となりました。

これに伴い、上記の認可申請においても、新規許可申請と同様の基準による資金審査を導入します。（資金計画表の添付、及び申請日直前と認可となる前の適宜の時点における2回の残高証明書提出）

申請様式は令和元年11月1日から変更されていますが、中国運輸局においては、令和元年12月末日までに受け付けた上記の認可申請については、資金計画表及び残高証明書による資金審査を猶予します。令和2年1月以降に受け付ける上記の認可申請については、資金計画表及び残高証明書の添付が必須となります。

改正後の申請様式は、中国運輸局ホームページ（トップ>バス・タクシー・トラック（または「自動車交通部」>トラック関係>各種申請書等書式（トラック関係）））に掲載しておりますので、ご確認ください。

※ご不明な点につきましては、中国運輸局自動車交通部貨物課までお問い合わせください。